

令和5年2月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第10号 公金支出差止等請求控訴事件

(原審:福島地方裁判所令和元年(行ウ)第9号)

口頭弁論終結日 令和4年11月18日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らの当審における交換的変更に係る請求をいずれも棄却する。
- 3 当審における訴訟費用(当審における補助参加に係る費用を含む。)はすべて控訴人らの負担とする。
- 4 なお、原判決主文第1項は、控訴人らについて、控訴人らの訴えの交換的変更により、失効している。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、本田仁一及び補助参加人に対し、15億4268万7390円及びうち11億6312万6040円に対する平成31年4月15日から、うち3億7956万1350円に対する令和2年4月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被控訴人は、本田仁一及び補助参加人に対し、17億5583万2500円及びこれに対する令和3年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、田村市の住民である控訴人ら及び一審相原告渡辺ミヨ子が、田村市が補助参加人に木質バイオマス発電施設等整備事業補助金として、平成31年

及び令和2年に合計15億4268万7390円の補助金を交付したこと及び今後補助金を交付することが違法であると主張して、被控訴人に対し、①地方自治法（法）242条の2第1項1号により、公金支出の差止めを求め、②同項4号により、補助参加人に対して不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、田村市長であった本田仁一（本田）に対して不法行為による損害賠償請求権に基づき、それぞれ15億4268万7390円及び遅延損害金又は利息の支払を請求することを求めた事案である。

原審が、上記①につき、公金支出が相当の確実さをもって予測されず、訴えの利益が認められないとして、訴えを却下し、上記②につき、補助金交付にかかる贈与契約が取り消し得べきものといえず、無効原因も認められないとして請求をいずれも棄却したところ、控訴人らのみがこれを不服として控訴した。

控訴人らは、当審において、上記①について、田村市から補助参加人に対して令和3年に17億5583万2500円の補助金が交付されたとして、法242条の2第1項4号により、補助参加人に対して不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、田村市長であった本田に対して不法行為による損害賠償請求権に基づき、17億5583万2500円及び遅延損害金又は利息の支払を請求することを求める請求に訴えを交換的に変更した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり補正し、次項のとおり当審において当事者が敷衍し又は追加した主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決3頁1行目から2行目にかけての「支払った」の次に「（以下「本件補助金交付①」という。）」と、12行目の「支出した」の次に「（以下「本件補助金交付②」という。）」とそれぞれ加える。
- (2) 原判決3頁5行目の「補助金」を「木質バイオマス発電施設等整備事業補

助金」と改め、「主張し、」の次に「今後予定されている補助金支出の差止め及び既に支出された補助金について」と加え、「被告」を「本田」と改める。

- (3) 原判決3頁13行目末尾に改行して次のとおり加え、14行目の「(7)」を「(8)」と、24行目の「(8)」を「(9)」とそれぞれ改める。

「(7) 補助金の交付③

田村市は、令和3年4月15日、補助参加人に対し、令和2年度木質バイオマス発電施設等整備事業補助金として、17億5583万2500円を支出した（以下「本件補助金交付③」という。）。(甲96の1ないし10)」

- (4) 原判決3頁21行目の「甲11)」の次に「(なお、HEPAフィルタの設置については争いがある。）」と加える。
- (5) 原判決4頁12行目の「1号請求について」及び21行目の「4号請求について」をいずれも削り、16行目の「無効」の次に「又は取り消し得べきもの」と加える。
- (6) 原判決6頁10行目の「ならず、」から11行目の「なければ」までを削る。
- (7) 原判決7頁17行目及び24行目の各「無効」の次にそれぞれ「又は取り消し得べきもの」と加え、24行目の「であり、」から25行目末尾までを「である。」と改める。
- (8) 原判決8頁18行目の「であり、」から19行目末尾まで及び11頁11行目の「であり、」から末尾までをいずれも「である。」と改める。
- (9) 原判決11頁20行目の「補助金を」の次に「、令和3年4月15日に17億5583万2500円の補助金をそれぞれ」と加える。
- (10) 原判決12頁9行目の「合計15億4268万7390円」の次に「及び17億5583万2500円」と加え、13行目の「無効な」を「無効又は

取り消し得べき」と改める。

3 当審において当事者が敷衍し又は追加した主張

(1) 控訴人らの主張

ア 争点1の①及び②について

補助参加人が設置すると説明していたHEPAフィルタ及びバグフィルタは、次のとおり機能を果たしておらず、田村市が補助参加人に対して補助金を交付するとの贈与契約は、詐欺又は錯誤により、取り消され又は無効となるべきものである。

(ア) 本件発電所には、以下のとおり、そもそもHEPAフィルタが設置されていない。

被控訴人は、HEPAフィルタ及びそれを収納するダクトの詳細な設計図を証拠として提出しておらず、バグフィルタに加えてHEPAフィルタを設置することにより、集塵率がどの程度上昇するかを数値で示すこともしていない。また、本件発電所においては、令和3年9月23日、HEPAフィルタのダクト内に人が入り、バキュームカーのホースを入れて補修作業が行われたが、HEPAフィルタが設置されていれば、空間に余裕がないため行うことができない作業であり、バキュームカーは、汚水等を排出するためのもので、ダクト内壁の粉塵除去に適したものではないから、バキュームカーを使用していたことは、ダクト内が空であることを裏付けるものである。

(イ) 仮に、本件発電所にHEPAフィルタが設置されていたとしても、「JIS Z 4812」であれば原子力施設用の放射性エアロゾル排気用高性能フィルタであり、粒径 $0.15\mu\text{m}$ で99.97%の粒子捕捉率であるが、「JIS Z 4812」は設置されておらず、焼却施設から排出される放射性セシウムを含むばいじんを除去する役割を果たすことができないものである。また、本件発電所のHEPAフィルタは、

系統の二重化がされていないから、HEPAフィルタの交換のために発電所の稼働を止めなければならない、プレフィルタも設置されていないため頻りに交換することになるところ、営利事業者である補助参加人は頻りに交換しない可能性が高く、HEPAフィルタが目詰まりを起こし、ばいじんを捕捉することができないものであることは明らかである。さらに、米国エネルギー省が発行するハンドブックが推奨するHEPAフィルタの設置方法は、HEPAフィルタの各ユニット毎に四隅をボルトで固定するものであるところ、本件発電所では、1枚の押さえ板と1個のボルトで4つのユニットの角を固定しており、HEPAフィルタが十分な機能を発揮することができない状態にある。

(ウ) バグフィルタに流入する前に燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律8条の2第1項第1号、同法施行規則4条1項7号ニに規定されており、これはバグフィルタが高温で破損することを防止することを目的の一つとするものであるところ、本件発電所に設置されたバグフィルタに流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却できることが説明されておらず、証拠も提出されていないから、バグフィルタが十全に機能するものとは認められない。

また、バグフィルタの性能について、放射性セシウムの除去率が99.9%であるとの環境省の発表は到底あり得ないことであり、粒径0.1μm程度の粒子を完全に捕捉することはできず、濾過効果は確率的なものに過ぎないから、粒径の小さな粒子は捕捉される可能性が低くなり、使用に伴う捕集能力の変遷、目詰まり等のトラブルの発生などの問題もあり、バグフィルタの捕捉率は80%と判断されるとの研究結果や、バグフィルタを用いた焼却炉での放射性セシウムの回収率が75%程度であったとの研究結果もあり、十分な安全性を備えたものということはいできない。被控訴人が提出したバグフィルタとHEPAフィルタの間の

床の部分が写った写真（乙46）ではほこりのようなものがたまっており、バグフィルタから相当程度のばいじんが漏れていることが裏付けられている。

イ 争点1の③について

本件発電所は、次のとおり、周辺住民の生命・健康等の人格権を侵害するものであり、田村市が補助参加人に対して補助金を交付するとの贈与契約は、公序良俗に反して無効である。

(ア) 本件発電所に搬入される木質チップの放射能濃度について、補助参加人は実際には検査を行っていないことがあり、行った場合も、以下のとおり、サンプリング方法や測定時間などの点で杜撰な検査であり、 100Bq/kg 以下であることが確認されていない。

木質チップのサンプリングにつき、被控訴人が提出した作業手順書（乙47）には、補助参加人が住民に説明していた、木質チップを4箇所から採取後に、試料調整として4等分し、それぞれから試料を集めて縮分後の試料とするという工程が記載されておらず、実際には、トラック荷台に乗った作業員の足元近くから採取するのみであるなど、上記作業手順書に記載されたことすら行っていない。

また、短時間で放射能濃度の測定が行われているが、測定時間が短いほど検出限界値は大きくなるから、不正確な測定となる。

補助参加人の測定によっても、 100Bq/kg に近い値が何度も計測されており、検査が全量検査ではなくサンプリング検査に過ぎないことに加え、放射能測定において30%程度の誤差が含まれるのが一般的であることから、 100Bq/kg を超える放射能濃度の木質チップが本件発電所に搬入されていることは明らかである。本件発電所に搬入される木質チップにつき、空間線量 $0.5\mu\text{Sv/h}$ を超える森林から出材されたものでないことの証明書等も提出されていない。

(イ) 補助参加人は、いわゆる公定法と言われる方法で本件発電所から排出される排ガスの測定を行っているが、公定法では試料採取時間及び採取試料のゲルマニウム検出器による測定時間が極めて短く、ばいじんや放射性セシウムがほぼ不検出となる。他の一般廃棄物焼却施設で、試料採取時間及び採取試料のゲルマニウム検出器による測定時間を延長して、ばいじん濃度や放射性セシウムの濃度の測定を行ったところ、バグフィルタの出口側で、バグフィルタのばいじん捕捉能力が99.99%であるとする国立環境研究所の測定結果の3倍から12倍のばいじんが捕捉され、放射性セシウムは不検出との測定結果となったものがあった。測定で不検出であっても、放射性セシウムが漏出していないことを意味しておらず、長期間放出され続ければ周辺に蓄積して、地域住民の健康等に影響を与えることになる。

(ウ) 本件発電所の稼働後、風下に当たる本件発電所の南側や本件発電所への搬入路と考えられる道路上の空間線量率が高くなっており、本件発電所の稼働により、周辺地域の空間線量率が上昇していることは明らかである。

国民の年間追加被ばく線量の上限とされている 1 mSv （空間線量率に換算すると $0.23\ \mu\text{Sv/h}$ ）は上限であり、これに近似する値でないから許されるというものではなく、政府が放射線防護の基準とするICRPの「防護の最適化」では、個人の被ばく線量を、経済的及び社会的要因を考慮に入れた上、合理的に達成できる限り低く保つことと定めており、上記周辺地域の空間線量率の上昇は、周辺住民の身体権ないし平穩生活権を侵害するものである。

(エ) 本件発電所における木質チップの燃焼による放射性物質の濃縮率は、被控訴人が提出した記録（乙33の2）によっても、84倍から142倍と被控訴人が主張する最大16.7倍を遥かに上回っており、放射能

濃度の高い木質チップを燃焼すれば8000Bq/kgを超える濃度の焼却灰やばいじんを発生させる可能性が十分にある。

また、本件発電所で発生する焼却灰の保管について、被控訴人は具体的な証拠を提出していないから、漏出、飛散の可能性が十分にある。

(オ) 行政や事業者が設置したモニタリングポストが住民らの測定結果よりも低い値を示すという研究結果もあり、補助参加人が本件発電所の敷地境界に設置したモニタリングポストは、設置の際に、敢えて空間線量が低く出る場所を選定したり、高い空間線量がでないように周囲の整備等を行ったりしていると考えられることから、計測された空間線量率には信用性がない。

(2) 被控訴人の主張

ア 争点1の①及び②について

本件発電所には、バグフィルタ及びHEPAフィルタが適切に設置されており、田村市の補助参加人に対する補助金交付につき、詐欺、錯誤はない。

本件発電所は、バグフィルタのみで99.9%以上の放射性セシウムが集塵され、十分な安全性が確保されている。バグフィルタ出口部における放射性セシウムの測定結果は検出限界濃度未満となっており、煙突部においても継続して同様の結果が出ている。

その上で、補助参加人は、地域住民の不安感に配慮して、さらに本件発電所にHEPAフィルタを設置することとし、三菱日立パワーシステムズインダストリー株式会社（当時。現社名は三菱重工パワーインダストリー株式会社。以下、社名は当時のものをいう。）に選定、設置を依頼した。操業開始時に設置されたHEPAフィルタは、型式「1LFU-180」、多風量タイプのステンレス製、1枚の外形寸法が高さ610mm、幅610mm、奥行き292mmのものである。補助参加人は、年1回の定期修

繕時にHEPAフィルタを交換することにしており、令和3年9月にHEPAフィルタを交換した。

本件発電所のHEPAフィルタの集塵率チェックに関するデータは存在しないが、そのことは本件発電所におけるHEPAフィルタが無意味な施設であることを意味するものではない。また、本件発電所は、原子力関連施設ではないから、HEPAフィルタの選定や設置に関し、原子力関連施設に関する基準が当てはまるものではない。

イ 争点1の③について

本件発電所については安全が確保されており、周辺住民の人格権を侵害するものではない。

補助参加人は、木質チップの放射能濃度検査につき作業手順書(乙47)を作成し、作業者に作業手順書の内容に基づく指導を行った上で、作業手順書記載の工程に従って木質チップを検査している。作業手順書には、試料調整の工程が含まれていないが、縮分を行わずに、サンプリングした試料の全量について放射能測定検査を行うこととしたことによるものであり、検査体制の強化と評価すべきである。また、放射能検査装置は、日立造船株式会社が製作したものであり、「測定時間：60秒/箱(1kg個包装測定時)」(乙49)とされているから、作業手順書のとおり60秒から120秒程度で測定を行うことが可能である。

本件発電所から排出される焼却灰の放射性物質濃度は8000Bq/kgを大幅に下回っているから、安全性に問題はなく、本件発電所では、機密性の高いシャッターを設置したコンクリート製のピット内で焼却灰を保管しており、ピット内では焼却灰が舞い上がることを防止するため、噴霧器で焼却灰を湿潤させているから、焼却灰が漏れないし飛散する可能性があるとの批判は当たらない。

本件発電所の試験操業時及び操業開始時に行った放射性物質の測定で

は、放射性物質の濃度はいずれも基準値以下であり、本件施設周辺地域において、空間線量率に特段の変化は生じていない。また、福島県が行った空間線量率測定結果によっても控訴人らが主張するような高い空間線量率が記録された事実はない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、以下のとおり、控訴人らの請求は、当審における交換的変更に係る部分を含め、いずれも理由がないものと判断する。
- 2 認定事実は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決13頁20行目の「(甲)の次に「11、」と加える。
- (2) 原判決13頁26行目の「田村市は、」を「田村市及び補助参加人は、上記説明会において、木質バイオマス発電所事業が、使用する燃料が100Bq/Kg以下で、除染目的ではなく、間伐材など柱材として使えないものを有効利用するものであることなどを説明したが、上記意識調査では、」と改める。
- (3) 原判決14頁1行目の「補助参加人」から4行目末尾までを次のとおり改める。

「田村市と補助参加人は、バグフィルタに加えてHEPAフィルタ（超高性能微粒子濾過装置）を設置することなどの対策を講じることとし、①燃料とする木質チップは放射線量を測定し、線量が高いものは受け入れないこと、②バグフィルタに加え、微粒子を捕捉できる高性能フィルタを設置し、放射性物質の拡散防止対策を万全にすること、③焼却灰の保管庫に負圧装置を設置し、搬出時の飛散を防止すること、④モニタリングポストを新たに敷地内に設置し、国が大越地域に設置している既存の13基と併せて随時放射線量を監視することなどを7月1日付けで田村市民に周知した。

補助参加人は、平成30年5月に作成した資料(甲11)において、本件発電所の排ガスについて、バグフィルタに加えてHEPAフィルタを設置し、これが国内初となる安全対策であると説明し、当時市長であった本田は、同年9月6日開催の田村市議会において、住民の意識調査で、放射能への不安など、発電事業の実施に伴う不安、心配について多くの回答があったため、発電事業者と協議し、国内最高レベルの安全対策を講じることとした旨の説明をした。」

- (4) 原判決14頁9行目の「14」の次に「、41、47」と加え、「12行目の「以下のとおりである。」を「以下のとおりとされている。」と改め、15行目の「運び込まれた後、」の次に「作業手順書に従い」と加える。
- (5) 原判決17頁18行目の「乙2」の次に「、14」と加え、18行目末尾に改行して次のとおり加える。

「バグフィルタは、市町村の清掃工場の焼却施設などで排ガスのフィルタとして使用されており、環境省の放射性物質汚染廃棄物処理情報サイトにおいては、放射性セシウムを含む廃棄物の焼却が行われている多くの施設で、バグフィルタによる排ガス処理により、排ガスに含まれる放射性セシウム濃度の測定結果で、不検出となっていると説明されている。」

- 3 控訴人らは、本件補助金交付①、本件補助金交付②及び本件補助金交付③(以下、併せて「本件各補助金交付」という。)に係る贈与契約が、詐欺、錯誤又は公序良俗違反により、取り消し得べき又は無効であることを前提として、補助参加人に対し不当利得返還請求又は損害賠償請求を、本田に対し損害賠償請求をするよう求めているので、まず、これらについて検討する。

- (1) 田村市が補助参加人に対して補助金を交付するとの贈与契約が詐欺によって取り消し得べきものであるか否か(争点1の①)について

ア 控訴人らは、補助参加人が、本件発電所を設置するに当たり、排ガス中の放射性物質をより高度に捕捉するためにHEPAフィルタを設置する

と説明していたが、本件発電所の設計及びHEPAフィルタの設置の態様では、HEPAフィルタが放射性物質をより高度に捕捉することはできず、また、バグフィルタによって放射性物質を捕捉できると説明していたが、本件発電所の設計上、バグフィルタが機能せず、放射性物質を捕捉することができないから、本件各補助金交付に係る贈与契約は、補助参加人の詐欺により行われたもので、取り消し得べきものであると主張する。

イ HEPAフィルタについて

(ア) 本件発電所の設置について行われた意識調査の結果、住民から放射能への不安などについての回答が多く寄せられたため、田村市及び補助参加人から住民に対して、バグフィルタに加え、微粒子を捕捉できる高性能フィルタを設置し、放射性物質の拡散防止対策を万全にすることなどを説明し、これについて、補助参加人が、国内初となる安全対策としてバグフィルタに加えてHEPAフィルタ（超高性能微粒子濾過装置）を設置すると説明し、田村市においても、本田が市議会において国内最高レベルの安全対策が講じられると説明していたことは認定事実のとおりである。

したがって、当初、バグフィルタで排ガス処理をする予定であったところ、住民の不安が示されたことから、放射性物質の拡散防止対策を万全とするため、バグフィルタに加えてHEPAフィルタを設置することとしたものであり、田村市もその旨理解していたものといえる。

(イ) 控訴人らは、当審において、HEPAフィルタが設置されていけば入ることができないはずのダクト内に人が入りバキュームカーのホースを入れた作業が行われていたことなどから、本件発電所には、そもそもHEPAフィルタが設置されていないと主張するが、証拠（乙43から46（枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。））によると、本件発電所には、令和2年2月、三菱日立パワーシステムズインダストリー株

式会社により近藤工業株式会社の型式「1LFU-180」のHEPAフィルタが設置されており、令和3年6月及び11月に、交換用のフィルタを購入していることが認められるから、上記控訴人らの主張は理由がない。

- (ウ) 控訴人らは、本件発電所において、HEPAフィルタの系統が二重化されていないこと及びプレフィルタが設置されていないことを主張するが、上記の事情は、HEPAフィルタの交換の手順や頻度に関する事情であり、HEPAフィルタの機能に直接関わる事情ではない。また、HEPAフィルタの交換のためのスペースがないことも指摘するが、証拠（甲91、乙44）によると、令和3年9月、HEPAフィルタの交換が行われたことが認められ、他に本件発電所に設置されたHEPAフィルタの交換ができないことを認めるに足りる証拠はない。

さらに、控訴人らは、HEPAフィルタが設置されているダクトが密閉できる設計になっていないこと及びダクト内部が正圧になっており、腐食や亀裂等が生じた場合にフィルタ内部の粉じんを含んだ空気が外部に漏れ出す危険があると主張する。ダクト内部が密閉できる設計になっていないことを認めるに足りる証拠はなく、ダクト内が正圧となることについて、排気ブロワとHEPAフィルタの接続の前後関係を逆にすれば、腐食や亀裂等が生じた場合にも放射能を含む粉じんが外部に漏れないということができ（甲85）、上記のような設計がより安全であるということができるとしても、本件発電所が、放射性廃棄物の処理施設ではなく、間伐材等を有効利用するための発電施設であること及び本件発電所へのHEPAフィルタの設置は、三菱日立パワーシステムズインダストリー株式会社が、設置のための本件発電所の設計変更を含め行った（乙43、48）ものであることに照らせば、上記本件発電所の設計及びHEPAフィルタの設置の態様により、設置されているHEP

Aフィルタが放射性物質をより高度に捕捉することができないとはいえない。

(エ) 上記認定のとおり、本件発電所に設置されているHEPAフィルタは、近藤工業株式会社の型式「1LFU-180」のHEPAフィルタであり、原子力施設用フィルタのJIS規格に則ったものではない(甲114)ところ、控訴人らは、補助参加人が設置すると説明していたHEPAフィルタは、原子力施設用フィルタのJIS規格に則ったものと解するべきであるし、仮に、同JIS規格に則ったものではないHEPAフィルタを設置するという趣旨であったとすれば、そのようなHEPAフィルタは、放射性セシウムを含むばいじんを除去する役割を果たすことはできず、補助参加人が設置したHEPAフィルタの集塵率も全く明らかになっていないから、放射性物質の拡散防止対策を万全にするとの説明は虚偽であると主張する。

しかしながら、本件発電所について、補助参加人は、田村市と共に行った住民への説明において、除染を目的とする施設ではなく、間伐材等を有効利用するための施設であるとし、焼却する木質チップの放射能濃度が100Bq/Kg以下のものとするとしていることは上記引用にかかる原判決が説示するとおりであり、補助参加人が原子力施設用フィルタのJIS規格に則ったHEPAフィルタを設置する旨を説明したと認めるに足りる証拠はない。また、HEPAフィルタ(超高性能微粒子濾過装置)はバグフィルタに比べ、粒子捕捉率が高いとされている(甲33)ところ、放射性セシウム対策として、焼却により気体又は液滴となった放射性セシウムが200℃以下に急冷されると固体状態となって微粒子状のばいじんに吸着するため、バグフィルタでばいじんごと捕集することにより放射性セシウムの拡散防止を図ることは認定事実のとおりであるから、バグフィルタ以上に粒子捕捉率が高いHEPAフィ

ルタにおいても同様にばいじんを捕集することで、放射性セシウムの拡散防止を図ることができるものといえるのであり、本件発電所に設置されたHEPAフィルタが原子力施設用フィルタのJIS規格に則ったものでないことから、放射性セシウムを含むばいじんを除去する役割を果たすことはできないとはいえず、本件発電所に設置されているHEPAフィルタの集塵率が明らかでないことは、上記認定を左右するものではない。

したがって、本件発電所に設置されたHEPAフィルタが、原子力施設用フィルタのJIS規格に則ったものではないことから、放射性セシウムを含むばいじんを除去する役割を果たすことができないとはいえず、放射性物質の拡散防止対策を万全にするとの説明が虚偽であったということとはできない。

(オ) 控訴人らは、当審において、本件発電所に設置されているHEPAフィルタの取り付け方では、十分な機能を発揮することができないと主張するが、控訴人らが指摘するのはアメリカ合衆国エネルギー省の原子核空気清浄ハンドブック（甲117の1、2）であり、原子力関連施設や放射性廃棄物の処理施設ではない本件発電所において、上記ハンドブックに従って設置しなければ、HEPAフィルタとしての機能が果たされないとはいえず、控訴人らが提出する意見書（甲116）によっても、不適切な設計であるというにとどまり、これにより、本件発電所に設置されたHEPAフィルタが、放射性物質をより高度に捕捉することはできず、放射性物質の拡散防止対策を万全にするとの説明が虚偽であったということとはできない。

ウ バグフィルタについて

(ア) バグフィルタが、市町村の清掃工場の焼却施設などで使用されており、環境省の放射性物質汚染廃棄物処理情報サイトにおいて、放射性セシウ

ムを含む廃棄物の焼却が行われている多くの施設で、バグフィルタによる排ガス処理により、排ガスに含まれる放射性セシウム濃度の測定結果で、不検出となっていると説明されていることは認定事実のとおりである。また、平成24年に国立環境研究所等が行ったバグフィルタ性能の調査によれば、バグフィルタ前後の濃度の比較から、放射性セシウムの除去が概ね99.9%以上であると評価され、控訴人らが指摘する検出感度を高めた測定でもバグフィルタ出口では放射性セシウムがほぼ検出されなかったこと、環境省設置施設や他県施設において実施された排ガスモニタリングにおいても放射性セシウムが不検出であったことも認定事実のとおりである。

したがって、本件発電所に設置されているバグフィルタについても、放射性セシウムの捕集・除去がされているものと推認される。そして、本件発電所においては、排ガスは、バグフィルタを通過した後、更にHEPAフィルタを通過し、煙突から外に排出されている(乙41)ところ、バグフィルタ出口部及び煙突部の排ガスについて行われた放射能濃度の測定では、検出限界濃度未満との測定結果が得られている(乙25、29、32、33、37)から、実際に、バグフィルタ及びHEPAフィルタにより放射性物質の捕集・除去がされているものと認められる。

(イ) 控訴人らは、バグフィルタに流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却できることが証明されていないと主張するが、本件発電所では、バグフィルタに流入する排ガスの冷却を熱交換機により行う仕組みとなっており(乙41)、補助参加人が作成した説明資料(甲11)では175℃以下に冷却することとされているところ、排ガスの冷却が行われていないことをうかがわせる客観的な事情は見当たらない。

また、控訴人らは、バグフィルタの性能につき、放射性セシウムの除去率が99.9%であるとする環境省の発表はあり得ないことであり、

バグフィルタの捕捉率が80%と判断されるとの研究結果や放射性セシウムの回収率が75%程度であったとの研究結果があることなどから、十分な安全性を備えたものではないと主張する。

しかしながら、控訴人らが指摘する他の市町村のごみ焼却施設で実施した排ガスの精密測定でも、バグフィルタ前後の濃度の比較は行われておらず、セシウムも検出されていない(甲99)ほか、バグフィルタの捕捉率や放射性セシウムの回収率がより低いとする研究結果(甲4.1、4.2)も、バグフィルタ前後の濃度を直接比較するものではなく、これらの研究結果により、国立環境研究所等による測定の信頼性が損なわれるとはいえないから、控訴人らの上記主張は上記認定を左右するものではない。

その他、控訴人らは、バグフィルタとHEPAフィルタの間の床にほこりのようなものがたまっていることなどから、バグフィルタの性能が不十分であると主張し、確かに、令和4年7月23日に撮影された写真(乙46)には、バグフィルタとHEPAフィルタの間の床にほこりのようなものがたまっていることが認められるが、上記写真のみでは、これが、本件発電所の稼働中に、バグフィルタを通過した排ガスから生じたものであるということとはできず、他にバグフィルタが十分に機能していないことを認めるに足りる証拠もない。

(ウ) 以上のとおり、バグフィルタにより、放射性物質が捕捉・除去されているといえるから、補助参加人が、バグフィルタによって放射性物質を捕捉できると説明していたことが虚偽であるとの控訴人らの主張は理由がない。

エ 以上のとおりであるから、HEPAフィルタの設置により放射性物質の拡散防止対策を万全にすると補助参加人の説明が虚偽であったとはいえず、バグフィルタによって放射性物質を捕捉できるとの説明も虚偽であ

るとはいえないから、本件各補助金交付に係る贈与契約が、補助参加人の詐欺により行われたもので、取り消すことができるものであるとはいえない。

- (2) 田村市が補助参加人に対して補助金を交付するとの贈与契約は、要素の錯誤があり無効又は取り消し得べきものであるか否か(争点1の②)について本件発電所に設置されているHEPAフィルタにより放射性セシウムの拡散防止を図ることができるものといえ、バグフィルタ及びHEPAフィルタにより放射性物質の捕集・除去がされているものと認められることは上記のとおりであるから、田村市長に控訴人ら主張の錯誤があったとはいえない。

したがって、本件各補助金交付に係る贈与契約において田村市長がした意思表示に要素の錯誤があったとはいえず、本件補助金交付①及び本件補助金交付②に係る贈与契約が平成29年法律第44号による改正前の民法95条により無効であり、本件補助金交付③に係る贈与契約が民法95条により取り消すことができるとはいえない。

- (3) 田村市が補助参加人に対して補助金を交付するとの贈与契約が、周辺住民の人格権を侵害し、公序良俗に反して無効であるか否か(争点1の③)について

ア 当裁判所も、田村市が補助参加人に対して補助金を交付するとの贈与契約が、周辺住民の人格権を侵害するものといえないと判断するが、その理由は、次のとおり補正し、当審において当事者が敷衍し又は追加した主張についての判断を付加するほかは、原判決23頁2行目から25頁19行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(ア) 原判決23頁3行目の「発電するが」を「発電するとされているが」と改める。

(イ) 原判決23頁9行目の「確認されたものである」を「確認されたもの

を使用するとされている」と改め、「そのため」から12行目末尾までを「そして、木質チップについての放射能測定結果（乙22、27、32から34）によると、100Bq/kgを下回っていることが認められるから、本件発電所において、補助参加人が説明する放射能濃度以下の木質チップが使用されているものと推認される。」と改める。

(ウ) 原判決23頁14行目の「放射能濃度」から15行目の「（前記認定事実(3)エ）。」までを「煙突から排出されるが、煙突部の排ガスについて行われた放射能濃度の測定では、検出限界濃度未満との測定結果が得られていることは上記のとおりである。」と改める。

(エ) 原判決23頁15行目の「保管され」を「保管するとされ」と、18行目の「処理される」を「処理するとされている」とそれぞれ改め、18行目から19行目にかけての「そのため」から22行目末尾までを「焼却灰についての放射能測定結果（乙23、28、32、33、35）によると、8000Bq/kgを大幅に下回っていることが認められる。」と改める。

(オ) 原判決23頁25行目の「確認している。」を「確認するとしており」と改め、「(4)ウ)」の次に「、本件発電所の放射性物質等維持管理記録（乙32、33）によると、敷地境界線上の空間線量率は0.23μSv/hを下回っていることが認められる。」と加える。

(カ) 原判決24頁5行目から6行目までを削る。

(キ) 原判決24頁11行目末尾に次のとおり加え、12行目から20行目までを削る。

「また、控訴人らは、当審において、木質チップを燃焼させた後の放射性物質の濃縮率は、補助参加人の測定結果によっても84倍から142倍に及んでおり、放射能濃度がさらに高い木質チップが燃焼される可能性もあるから、放射性セシウムの濃度が8000Bq/kgを超

える焼却灰やばいじんが発生する可能性が十分にあり、焼却灰の保管の実態について何ら証拠が提出されておらず、漏出、飛散の可能性が十分にあると主張する。

しかしながら、上記認定のとおり、一般的に、流動床式の焼却炉で焼却する場合の飛灰への濃縮率は最大でも16.7倍程度とされており、本件発電所においては、焼却灰の放射性物質の濃度測定に関し、継続的に基準値(8000Bq/kg)を下回る結果が得られている。また、控訴人らが指摘する補助参加人の測定結果(乙33)は、月1回の測定時点における木質チップと焼却灰の測定結果を示すものであり、測定に係る木質チップを燃焼させた場合の燃焼灰の放射性物質濃度を示すものではないから、控訴人らが主張する試算及び木質ペレットに関する証拠(甲21)の存在により、本件発電所において、放射性セシウムの濃度が8000Bq/kgを超える濃度の焼却灰やばいじんが発生するおそれがあるということとはできず、控訴人らの主張は採用することができない。」

- (ク) 原判決24頁21行目の「検査が適切に行われておらず」を「検査を行っておらず、行っていたとしても杜撰なサンプリング及び短時間の測定による不正確な測定であり、実際の測定結果では100Bq/kgに近い値が何度も計測されており、測定誤差を考慮すれば100Bq/kgを超えている上、搬入される木質チップが空間線量0.5μSv/hを超える森林から出材されたものでないことの保証もないから」と改め、25行目の「原告らの主張は、いずれも」を次のとおり改める。

「本件発電所においては、木質チップにつき、作業手順を定めて木質チップ用放射能検査装置で測定を行うこととしていることは上記認定のとおりであり、作業手順書(乙47)によると、約1000gの木質チップを放射能測定器の専用ケースに入れて測定し、測定時間は60

秒から120秒程度とされているところ、放射能測定器は、基準値が100Bq/kgの場合の測定下限値が25Bq/kgであり、1kgの木質チップの測定を60秒で行う処理能力を有していること(乙49)が認められるから、短時間の測定であることにより不正確であるとする控訴人らの主張は前提を欠いている。また、本件発電所に搬入される木質チップにつき空間線量0.5μSv/hを超える森林からの出材でないことを示す証拠は提出されていないが、福島県において、空間線量0.5μSv/hを超える森林からの出材が制限されており、本件発電所が福島県内の森林から伐採、搬出された木材を利用することとしているから、空間線量0.5μSv/hを超える森林からの出材でないことが推認される。

本件発電所で利用される木質チップの搬入時の検査につき、控訴人らは、搬入された木質チップにつき、全く試料採取がされずに荷下ろしがされたことや、試料採取をしてはいるが、作業手順書(乙47)では、作業員が木質チップを積んだトラックの荷台に昇り、荷台の異なる4箇所から深さ150mm程度までスコップで木質チップを採取することとされているのとは異なり、作業員が自分の足元周辺から採取をするのみであったとする写真撮影報告書等(甲89、90)を提出しているところ、仮にそのようなことがあったとしても、本件発電所に搬入される木質チップのすべてにおいて、検査がされず、あるいは不十分な検査にとどまっていたとまでいうことはできないし、本件発電所における木質チップ及び燃料灰の放射性物質濃度につき基準値を下回る測定結果が継続的に得られており、排ガスの放射性物質濃度については不検出の測定結果が継続的に得られていることは上記認定のとおりであるから、上記の試料採取の状況及び測定誤差が存在することを考慮しても、本件発電所において、高濃度の放射性物質が大量に

発生するという事はできない。

なお、控訴人らは、上記作業手順書では、当初説明していた、試料採取後に試料調整として縮分する工程が欠けており、杜撰であると主張するが、試料のばらつきを補正するために縮分の工程が有用であるとしても、採取した試料の全量を検査することにしたことにより、杜撰な検査となるとはいえないから、控訴人らの主張は採用することができない。

控訴人らが、本件発電所において建設廃材等が燃焼される可能性を言う部分は」

- (ク) 原判決25頁5行目の「バグフィルタ」から13行目の「できない。」までを次のとおり改める。

「本件発電所に設置されているHEPAフィルタにより放射性セシウムの拡散防止を図ることができるものといえ、バグフィルタ及びHEPAフィルタによって、放射性物質の捕集・除去がされているものと認められることは上記説示のとおりであるから、控訴人らの上記主張は理由がない。」

イ 当事者が敷衍し又は追加した主張についての判断

- (ア) 控訴人らは、本件発電所から排出される排ガスの放射能濃度の測定に関し、補助参加人が行っている測定方法である公定法は、試料採取時間及びゲルマニウム検出器による測定時間が短く、放射性セシウムが不検出となりやすく不正確であると主張する。

しかしながら、公定法は、一般的に認められている測定方法であり(甲9-9、乙21)、補助参加人の行っている排ガスの放射能濃度の測定が公定法によるものであるからといって、不正確なものであるということはず、国立環境研究所等によるバグフィルタのばいじん捕捉能力等にかかる測定についても、その信頼性が損なわれるといえないことは上

記説示のとおりである。

- (イ) 控訴人らは、本件発電所の稼働後に、風下や搬入路において空間線量が高くなっており、本件発電所の稼働により周辺地域の空間線量率が上昇していることは明らかであると主張する。

しかしながら、福島県がホームページで公開している空間線量率測定結果により、本件発電所周辺約2 kmの10か所の地点において、本件発電所の本格稼働後に空間線量率が上昇したとみられる地域がなかったことは認定事実のとおりであり、その他控訴人らの提出した本件発電所周辺の空間線量率のデータ（甲92の1、2）を含め、本件発電所の本格稼働後に周辺地域の空間線量率が上昇したことを認めるに足りる証拠はなく、控訴人らの主張は採用することができない。

なお、控訴人らは、行政や事業者が設置したモニタリングポストでは、実際よりも低い空間線量率の値を示すことが研究結果により明らかにされており、補助参加人が行っているモニタリングポストの空間線量率の測定には信用性がないとも主張する。

しかしながら、控訴人らが提出する論文（甲109）から、一般的に、行政や事業者が設置したモニタリングポストが実際よりも低い空間線量率の値を示すということはできないし、補助参加人が設置したモニタリングポストが、実際よりも低い結果が得られるようにされていることを認めるに足りる証拠はなく、控訴人らの主張は採用することができない。

- ウ 以上のとおりであるから、本件発電所が、周辺に居住する住民の生命・健康に重大な被害を及ぼし、その人格権を侵害するものとはいえないから、本件発電所に関して補助金を交付することが公序良俗に反するとはいえない。

- (4) 田村市が補助参加人に対して補助金を交付するとの贈与契約が、本件要綱

1条に違反し、公序良俗に反して無効であるか否か(争点1の④)について当裁判所も、本件各補助金交付に係る贈与契約が、本件要綱1条に違反するものではないと判断するが、その理由は、原判決25頁24行目から26頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- 4 争点2の①(補助参加人に対する不当利得返還請求権の有無)及び②(補助参加人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の有無)について並びに争点2の③(本田に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の有無)について

本件各補助金交付に係る贈与契約が取り消されなければならない、又は無効であるといえないこと及び補助参加人がした説明が虚偽であり、これにより田村市の補助金交付に係る判断に瑕疵があったといえないことは上記のとおりであるから、田村市の補助参加人に対する不当利得返還請求権または不法行為による損害賠償請求権があることを前提とする控訴人らの請求は理由がない。

また、本件各補助金交付に係る贈与契約について、補助参加人がした説明が虚偽であるとはいえないから、田村市長の職にあった本田にこれを漫然と見過ごした過失があったということはできず、田村市の本田に対する不法行為による損害賠償請求権があることを前提とする控訴人らの請求も理由がない。

- 5 なお、控訴人らは、控訴人らが受け取った原判決の正本は、裁判官の署名押印がなく、書記官の押印もないものであり、判決原本を正確に写したものではないから、控訴人らは未だ適法な原判決の正本を受け取っていないと主張するので、この点について判断を付加する。

そもそも、判決書の正本は、裁判所書記官が判決書の原本の写しとして作成して認証するものであって、判決をした裁判官や、言渡し及び判決書交付の日が明らかになっていれば足り、判決書の原本において必要とされている判決をした裁判官の署名押印(民事訴訟規則157条1項)や書記官の押印(同規則158条)の写しを記載することまでを要するものではないから、控訴人らの主張は採用することができない。

6 以上のとおり、本件各補助金交付に係る贈与契約は、詐欺、錯誤、公序良俗違反により取り消し得べきものであり又は無効であるということとはできず、被控訴人の補助参加人に対する不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権及び本田に対する不法行為による損害賠償請求権はいずれも認められない。

第4 結論

よって、本件補助金交付①及び本件補助金交付②について、補助参加人に対して不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、田村市長であった本田に対して不法行為による損害賠償請求権に基づき、それぞれ15億4268万7390円及び遅延損害金又は利息の支払を請求することを求める請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからいずれも棄却し、控訴人らの当審における交換的変更に係る本件補助金交付③に係る請求は理由がないからいずれも棄却し、原判決主文第1項は、控訴人らについて、控訴人らの訴えの交換的変更により、当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 石 栗 正 子

裁判官 鈴 木 綱 平

裁判官 竹 下 慶

別紙

当 事 者 目 録

福島県田村市大越町上大越字元池 1 9 5 番地

控 訴 人 久 住 秀 司

福島県田村市大越町上大越字元池 1 5 2 番地

同 柳 沼 保 惠

福島県田村市大越町上大越字曲田原 9 2 番地

同 吉 川 ヨ ウ 子

福島県田村市大越町上大越字蟹沢 2 4 番地

同 石 塚 政 和

福島県田村市大越町上大越字蟹沢 4 8 番地

同 渡 辺 京 一

福島県田村市大越町上大越字薬師堂 1 8 3 番地 1

同 秋 元 ヨ シ 子

福島県田村市大越町上大越字町 1 6 番地 1

同 渡 邊 勝 一

福島県田村市大越町上大越字町 3 5 番地 3

同 三 部 常 隆

福島県田村市大越町上大越字久保田 7 番地 3 0 9

同 村 上 一 男

上記 9 名 訴訟代理人 弁護士 坂 本 博 之

福島県田村市船引町船引字畑添 7 6 番地 2

被 控 訴 人 田 村 市 長 白 石 高 司

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 滝 田 三 良

同 齊 藤 好 明

同	小	室	未	来
同	大	内	一	宏
同	遠	田	智	也

福島県田村市大越町上大越字後原10番66

被控訴人補助参加人

株式会社田村バイオマスエナジー

(以下単に「補助参加人」という。)

同代表者代表取締役

古 舘 将 司

以上

これは正本である。

令和5年2月14日

仙台高等裁判所第1民事部

裁判所書記官

櫻田昌彦

